

長野市地域防災計画（案）及び長野市水防計画（案） に対する市民意見等の募集結果

長野市地域防災計画（案）及び長野市水防計画（案）の内容を公表して、市民の皆様からご意見等を募集しました。いただいたご意見・ご提案と、それに対する対応（案）等を下記のとおり取りまとめました。

なお、提出いただいたご意見・ご提案は、取りまとめの便宜上、趣旨を損なわない程度に要約しました。

記

1 募集期間

平成29年4月25日（火）から5月24日（水）

2 周知方法

- (1) 長野市ホームページに掲載
- (2) 広報ながの5月号に掲載
- (3) 市役所危機管理防災課、行政資料コーナー、各支所での閲覧
- (4) 防災会議構成団体、災害協定締結団体、関係機関、住民自治協議会へ
確認・意見等提出について、協力依頼（全127団体）
- (5) 新聞報道等

3 集計結果

(1) 受理件数

28件 【9人（団体）】

(2) 提出方法の内訳

窓口持参	郵送	ファクシミリ	電子メール	電子申請	合計
1通	2通	2通	2通	2通	9通

(3) 意見に対する対応（案）

A：意見等により案を修正・追加する	7件
B：案に盛り込まれており修正しない	3件
C：案は修正しないが今後の取り組みにおいて検討又は参考とする	3件
D：検討の結果案に反映しない	0件
E：その他、質問事項等	15件
合計	28件

(4) 意見等の内容

意見等に対する考えと対応（案）は、次のとおりです。

番号	案の該当箇所		意見・提案等の概要	考え	対応(案)
	編・ページ	章・節			
1	震災対策編 震-122ページ	3章・8節	第8節 要配慮者に対する応急活動 第3 在宅者対策、1 在宅者の訪問の実施 巡回ケアの内容 第5 福祉仮設住宅による支援 福祉仮設住宅でのケア カウンセラーとは、具体的に何の職種の者を指すのか明確にするのが望ましい。	在宅訪問の実態に併せて、「ケースワーカー・カウンセラー等」を「保健師、ケースワーカー等」に修正します。	A：意見等により案を修正・追加する
2	震災対策編 震-209ページ	4章・5節	第5節 被災者等の生活再建等の支援 第3 生活福祉資金の貸付 本文最初の一文について、第1章第3節の長野市社会福祉協議会の業務大綱に沿う形にするため、「被災した低所得者の生活再建を支援するため、県社会福祉協議会の制度である生活福祉資金の貸付は、市社会福祉協議会が民生児童委員の協力を得て申し込みの受付等を行う。」に修正したらどうか。	役割を明確化し、「県社会福祉協議会は、被災した低所得者の生活再建を支援するため、生活福祉資金の貸付を行う。市社会福祉協議会は、民生児童委員の協力を得て申し込みの受付等を行う。」のように修正します。	A：意見等により案を修正・追加する
3	震災対策編 震-9ページ	1章・3節	第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱 長野市一般廃棄物（し尿）収集許可業者組合について、現在未活動のため削除	関係部署に確認した結果、ご提出いただいた内容のとおりであるため、削除します。	A：意見等により案を修正・追加する
4	震災対策編 震-85ページ	3章・1節	第1節 災害情報の収集・連絡活動 一部組織名（長野地域振興局）の記載誤りがある。	ご意見のとおり、修正します。	A：意見等により案を修正・追加する
5	震災対策編 震-149ページ	3章・15節	第15節 生活必需品の調達供給活動 4 供給先、5 調達、6 配布、7 周知・広報において、それぞれ「第14節に準じて」とあるが、14節は飲料水の調達供給活動である。食料品等の調達供給活動についての記載である第13節に準じたほうがよいのではないか。	ご意見のとおり、修正します。	A：意見等により案を修正・追加する

番号	案の該当箇所		意見・提案等の概要	考え	対応(案)
	編・ページ	章・節			
6	震災対策編 震-155ページ	3章・18節	第18節 廃棄物の処理活動 第1 し尿の収集運搬・処理、4 収集運搬・処理 「長野市一般廃棄物(し尿)収集許可業者組合」の記載があるが、同組合は、現在未活動のため削除。 併せて、同組合との協定に関する記載部分も削除願う。	関係部署に確認した結果、ご提出いただいた内容のとおりであるため、削除します。	A：意見等により案を修正・追加する
7	震災対策編 震-188ページ	3章・37節	第37節 ボランティアの受入れ体制 「ボランティアセンター」の表記を、第2章第37節(震-71ページ)に表記されているとおり、「災害ボランティアセンター」に統一すべきと考える。	ご意見のとおり、修正します。	A：意見等により案を修正・追加する
8	震災対策編 震-137ページ	3章・11節	第11節 避難の受入れ及び情報提供活動並びに応急住宅の確保活動 避難所に受入れられない場合の判断責任者、その対応を定めていただきたい。	(震-137ページ)の「7 避難所の不足時の対応」に記載のとおり、避難所が不足の場合は、総務部本部班の指示で、安全性を確認の上、指定避難所以外の受入れ、宿泊施設への移動、市外への移送など一時的な受入れ措置をとります。	B：案に盛り込まれており修正しない
9	震災対策編 震-162ページ	3章・21節	第21節 電気施設応急活動 災害時に不足するものとして、灯油、ガソリンがある。応急活動の項目として計画内に掲載願いたい。	第3章第15節(震-149ページ)に記載のとおり、生活必需品目の光熱材料として、配給します。	B：案に盛り込まれており修正しない
10	震災対策編 震-172ページ	3章・28節	第28節 土砂災害等応急活動 土砂災害救出活動のあり方、二次災害の危険防止について記載していただきたい。	<ul style="list-style-type: none"> 災害時の救出、救助に関する活動については、主に第3章第6節(震-116ページ)に記載しています。 土砂災害発生時の応急措置については、二次災害の防止も含めて第3章第28節内に記載している〈土砂災害発生時の応急措置〉(震-173ページ)とおりです。 	B：案に盛り込まれており修正しない

番号	案の該当箇所		意見・提案等の概要	考え	対応(案)
	編・ページ	章・節			
11	震災対策編 震-44ページ	2章・14節	第14節 生活必需品の備蓄調達計画 避難者数（長野盆地西縁断層帯の地震想定71,800人）とあるが、指定避難所ごとの受入れ可能人数の一覧表を掲載していただきたい。	現在、本市では指定避難所の見直しを実施しており、見直し後の指定避難所一覧については、地域防災計画資料編に掲載予定です。受入れ可能人数の表記についても検討します。	C：案は修正しないが今後の取り組みにおいて検討又は参考とする
12	震災対策編 震-187ページ	3章・36節	第36節 飼養動物の保護対策 災害発生時における避難所の飼養動物（以下、「ペット動物」という。）スペースについて、充分ではない。よって、ペット動物が入園可能な公園を増やし、災害時にはペット動物の避難飼養スペースとして活用できるようにしたらどうか。 また、ペット動物飼い主への防災啓発も重要なため、ペット動物入園可能な公園を使い、同行避難訓練を実施する必要があると考えます。ペット動物のしつけも絡むため、関係課と連携し、早急に「飼育動物の避難策定マニュアル」を望みます。	ご提案の内容については、今後も継続して検討します。	C：案は修正しないが今後の取り組みにおいて検討又は参考とする
13	震災対策編 震-194ページ	3章・40節	第40節 観光地の災害応急対策 2019ラグビーワールドカップ、2020年東京オリンピックが控えており、長野市においても外国人観光客が見込まれる。イベント開催中に地震などの災害がおきた際、外国人の避難誘導や安全確保が課題となる。他自治体で発行しているような外国人向けの防災マップを長野市でも導入すれば、インバウンドへの安心・安全のおもてなしを提供できると考える。	多言語による防災情報の発信については、国の指針等でも示されているところです。ご提案の外国人向けの防災マップ導入も含めて、今後検討します。	C：案は修正しないが今後の取り組みにおいて検討又は参考とする
14	震災対策編		概要版に記載の「地区防災計画」（概要版8）の記載は、計画内の何節に記載されているのか。	震災対策編 第2章第41節（震-75ページ）のとおりです。 なお、概要版の計画内記載ページは、主な項目が記載されているページを記載しました。	E：その他、質問事項等
15	震災対策編		概要版に記載の「避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）」（概要版15）の3段階で発令することは、計画内の何節に記載されているのか。特に「避難準備・高齢者等避難開始」の記載は、計画内の何節に記載されているのか。	風水害対策編 第3章第12節（風-43ページ）のとおりです。 なお、概要版で記載している3段階とは、段階的に発令する意味ではなく、レベルを表記したものです。	E：その他、質問事項等

番号	案の該当箇所		意見・提案等の概要	考え	対応(案)
	編・ページ	章・節			
16	震災対策編		概要版に記載の「被災者生活再建支援金の支給」(概要版21)は、計画内の何節に記載されているのか。	震災対策編 第4章第5節内の「第2 被災者生活再建支援法による復興(震-208ページ)」のとおりです。	E:その他、質問事項等
17	震災対策編 震-3ページ	1章・2節	第2節 防災の基本理念及び施策の概要 第2 重点項目、1 減災に重点をおいた対策の推進 震-16ページの被害想定で死者数が表記されているのに、(災害に伴う地域での死者ゼロ)と記載されていることに違和感がある。	防災の基本理念として、(災害に伴う地域での死者ゼロ)をスローガンに、減災に重点をおいた対策を推進するものです。	E:その他、質問事項等
18	震災対策編 震-4ページ	1章・2節	第2節 防災の基本理念及び施策の概要 第2 重点項目、3 自助・互助・共助による被害の軽減 主な対策として「自主防災組織の育成強化・訓練」と記載されているが、自主防災組織が実施している避難訓練等の活動において、防災計画と合致しているのか、問題点はないのか、などを地区の住民自治協議会や防災関係者と話し合いの場を設けて、現状を把握し、検証してもらいたい。	頂いた要望については、庁内関係部局と協議します。	E:その他、質問事項等
19	震災対策編 震-4ページ	1章・2節	第2節 防災の基本理念及び施策の概要 第2 重点項目、3 自助・互助・共助による被害の軽減 主な対策として「事業者、学校、福祉施設等の防災力の向上」と記載されているが、事業者、学校、福祉施設等の管理者や防災担当者と、具体的に防災力向上のため、人・時間・費用について、話し合いの場を設けて欲しい。	頂いた要望については、庁内関係部局と協議します。	E:その他、質問事項等
20	震災対策編 震-4ページ	1章・2節	第2節 防災の基本理念及び施策の概要 第2 重点項目、3 自助・互助・共助による被害の軽減 主な対策として「広報や講習会による啓発」と記載されているが、障害者とその家族に情報が伝わらないため、障害者本人、ケアマネージャー、専門知識、資格を有する福祉士等が参加の協議会設置を提言します。	頂いた提言については、庁内関係部局と協議します。	E:その他、質問事項等

番号	案の該当箇所		意見・提案等の概要	考え	対応(案)
	編・ページ	章・節			
21	震災対策編 震-32ページ	2章・7節	第7節 要配慮者支援計画 共助のための礎となる「住民ささえあいマップ」を長野県ですすめており、長野市では「わたしの避難計画」として作成をしています。避難行動要支援者だけでなく全市民に対しても防災タウンページに「わたしの避難計画」を収録・紹介することで、自助、共助の意識の醸成が図れるのではないかと考える。	ご提案の内容については、「防災啓発情報等に関する協定」を締結しているNTTタウンページ㈱と今後協議します。	E：その他、質問事項等
22	震災対策編 震-38ページ	2章・10節	第10節 避難の受入活動計画 乳児、妊娠者の専用避難施設を検討願いたい。	第1章第2節(震-4ページ)のとおり、乳幼児、妊産婦は要配慮者に該当するため、要配慮者専用の福祉避難所に受入れを行います。	E：その他、質問事項等
23	震災対策編 震-39ページ	2章・10節	第10節 避難の受入活動計画 第3 指定避難所の確保 指定避難所の指定について、「井戸」等必要な施設・設備の整備と記載があるが、被災時の井戸の水質検査を速やかに行うよう計画内に明記していただきたい。	井戸水の水質検査は、『災害時等における水質検査業務等に関する協定』に基づき、実施します。	E：その他、質問事項等
24	震災対策編 震-47ページ	2章・17節	第17節 都市ガス施設災害予防計画 災害時に有効なため、LPガス会社との連携を図っていただきたい。	LPガス会社との連携については、『災害時におけるLPガスの供給等に関する協定』に基づき、実施します。	E：その他、質問事項等
25	震災対策編 震-123ページ ほか		「ボランティアの協力を得て」という言葉が、随所でみられるが、この場合のボランティアは、災害ボランティアを指すのか、平時から活動しているボランティアグループ等のことなのか、明確にするのが望ましい。 また、「福祉関係団体」とは具体的にどの団体のことを指すのか分からない。	「ボランティアの協力を得て」のボランティアは、平時から活動しているボランティア団体も含み、災害時に協力可能なボランティアを指しています。 また、「福祉関係団体」とは、老人福祉、障害福祉、児童福祉など各種の協力団体やNPO団体を指しています。	E：その他、質問事項等

番号	案の該当箇所		意見・提案等の概要	考え	対応(案)
	編・ページ	章・節			
26	震災対策編 震-135ページ	3章・11節	第11節 避難の受入れ及び情報提供活動並びに応急住宅の確保活動 地震時の避難方法(震-135ページ)のフロー図の考え方を、もっと周知していただきたい。	今後、市政出前講座等を通じて、広く周知を図ります。	E:その他、質問事項等
27	風水害対策編 風-7ページ	2章・1節	第1節 風水害に強いまちづくり 過去の洪水時の水位や想定される最大規模の水位を標識等で標示し、日頃より市民に洪水時の水位に対する認識を深める措置を進めてはどうか。	水位標の設置については、国土交通省が実施している「まるごとまちごとハザードマップ事業」に本市も協力しているほか、地区活動に対して支援します。	E:その他、質問事項等
28	風水害対策編 風-9ページ	2章・3節	第3節 情報の収集・連絡体制計画 長野市は、千曲川・犀川と河川が多く、また、中山間地も多いため、大雨・豪雨時の雨量、水位、風向き等の気象情報をより多く伝達して欲しい。又、予防として注意報の発表は、逐一市民に伝えたほうが良い。	本市では、様々な手段により注意報の発表から気象情報を発信しています。今後はさらに、防災メール登録、ポータルサイト紹介など情報入手方法について、広報誌や市政出前講座などを通じて、広く周知します。	E:その他、質問事項等